令和2年2月18日開会

第709回むつ市教育委員会

< 目 次 >

議案第1号 むつ市中学校部活動の指針の策定について(学校教育課)

< その他 >

議案第1号

むつ市中学校部活動の指針の策定について

むつ市中学校部活動の指針について、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第 1号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和2年2月18日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

むつ市の中学校部活動の適切な運営のため指針を策定するものである。

「むつ市中学校部活動の指針」(案)

令和2年 2月 日むつ市教委学校教育課

はじめに

部活動は、学校生活において生徒一人一人が自分の個性や能力を伸ばす活動の場であるとともに、目標に向けて取り組む過程で自分自身を見つめ直したり、自分の成長に気付いたりするなど、自己肯定感を育む機会とされてきました。

また、協調性、責任感、連帯感等も養うなど、豊かな人間関係を育む上で、大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、近年の急速な少子化に伴い、単独の学校ではチーム(集団)の編成が困難な学校が生じているだけでなく、教員の高齢化に伴い専門的な指導ができる顧問が減少し、部活動に様々な制約が生じる状況にあります。また、部活動の指導にあたる教員の多忙化や長時間勤務など、学校だけで解決することが困難な課題が増えています。

このような状況を踏まえ、青森県教育委員会ではスポーツ庁及び文化庁から示されたガイドラインに則り、平成30年12月には「運動部活動の指針」、令和元年8月には「青森県文化部活動の指針」を策定しました。

むつ市では、平成29年度に「むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会」を発足し、 持続可能で望ましいスポーツ活動の環境づくりを進めるために、平成30年3月に 「むつ市小学生スポーツ活動の指針」を策定しました。

さらに、令和元年度には「むつ市中学校部活動連絡協議会」を設立し、これまで 積み重ねてきた部活動の意義を再確認するとともに、持続可能な部活動の在り方を 検討し、県の指針を参考に「むつ市中学校部活動の指針(案)」を策定しました。

各学校においては、本市の指針を踏まえ、部活動の体制づくりや指導方法について再確認し、生徒の健やかな心身の成長が図られるよう御期待申し上げます。

部活動の意義

部活動は学校教育の一環として、スポーツや文化等に興味・関心を持つ生徒同士が、教員等の指導の下に自発的・自主的に活動を行うものであり、豊かな人間性や社会性の育成に役立つものです。

文部科学省が定める小学校学習指導要領では、部活動は小学校の教育内容である教育課程に位置づけられてはいませんが、中学校学習指導要領(平成29年告示)では、次のように示されていることから、各学校においては、部活動を学校教育の一環として位置づけ実施しています。

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

- 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
- ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われている部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針等の策定等

ア 諸計画の策定

本指針を基に、各学校では校長の責任の下、部活動に係る活動方針を策定し、 部活動ごとの年間活動計画(活動日、休養日、参加予定大会日程等)や毎月の 活動計画、活動実績(活動日時、場所、休養日、大会参加日等)を作成します。

イ 諸計画の周知

作成した活動方針等は、PTA総会や学校だより等により周知します。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 適正な数の部活動の設置

学校では、生徒や教職員数を踏まえ、生徒の安全確保や、教職員の長時間労働の解消の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置します。

なお、設置にあたっては、今後の生徒数の推移や地域の実情等を踏まえ、生徒、 保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた取組を推進 する必要があります。

イ 部活動指導員の活用

スポーツ庁及び文化庁から示されたガイドラインや、青森県教育委員会が策定した「運動部活動の指針」及び「青森県文化部活動の指針」に基づき、部活動の充実と部活動顧問の負担軽減に向け、むつ市教育委員会では部活動指導員制度を導入します。

部活動指導員は校長の監督を受け、学校の職員の立場として部活動の計画作成、 実技指導、安全管理、大会等の引率、用具等の点検、事故発生時の対応等に従事 するとともに、他の顧問と日常的に情報共有し、連携を図りながら業務にあたり ます。

*部活動指導員の任用・配置についての基本的な考え方

- ①指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育全般に対して理解を有する方を部活動指導員として任用します。 (年度ごとの手続きにより、再任可)
- ②むつ市教育委員会で定めた「部活動指導員設置規則」(別紙※令和2年度 秋に策定予定。)に従い、地域の実態や学校のニーズに応じて段階的に部 活動指導員を配置します。
- ③部活動指導員は、採用時に教育委員会で開催する研修を受けなければなりません。

*外部指導者との違い

部活動指導員…学校教育法施行規則に規定された、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する」者。公務員不可、報酬あり。

外部指導者……校長の委嘱を受け、主に部活動の実技指導に当たる者。公務 員可、報酬なし。外部指導者についてはこれまで通り、学校 裁量となります。

ウ 顧問配置の留意事項

顧問の決定に当たっては、教職員の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体で管理体制を整え、運営する必要があります。

エ 活動状況の把握

平日と休業日(土・日・祝日や長期休業を含む)の活動・大会への参加についても、各部の活動状況(活動場所、活動時間、部員の参加状況)を明確にし、緊急時の際に適切に対応できるようにします。(6の(4)を参照)

オ 顧問(指導者)の役割

顧問は、校長の監督を受け、部員の掌握と指導、活動計画作成、健康管理と安全管理、保護者や外部指導者等との連絡調整、会計処理等を行います。部活動の運営に関しては、顧問会議や保護者会等を開催し、成果と課題を共有するなど、関係者で合意形成を図ることが大切です。

カ 業務改善、勤務時間の管理

教職員勤務時間管理簿により、勤務状況を把握し、業務改善に取り組むとともに、適正な勤務時間となるよう配慮します。

2 合理的で効果的な活動推進のための取組

(1)適切な指導

- ア 科学的根拠に基づいた合理的な指導により、生徒の可能性を引き出すとともに、 心身の成長過程にあることを踏まえ、生徒の発達段階や個人差、健康・安全、 スポーツ障害等に留意した活動をするものとします。
- イ 効率的な練習や集中力の持続を考慮した練習時間の設定に努め、生徒一人一人 の良さを伸ばす指導に心がけます。
- **ウ** 勝利至上主義とならないよう、スポーツや文化活動への関わり方をはじめ、豊かな人間性の育成につながるような指導に心がけます。
- エ 各競技・各分野の関係団体が作成する部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引きを活用するなど、指導者は積極的に情報収集や研修に努めます。

(2) 体罰やハラスメント根絶の徹底

体罰は、学校教育法第11条に示されているように違法行為であり、個人の問題にとどまらず、保護者や生徒の信頼を失うなど学校全体に関わる重大問題であることを認識しなければなりません。生徒の人間性や人格を否定するような言動は、体罰と同様に生徒に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、決して許されることではないという認識の下、日常の活動状況や指導の在り方について情報交換を行うとともに、指導方法の工夫・改善が図られるよう顧問会議等を定期的に開催するなどの取組をすることが大切です。

3 適切な休養日等の設定

発達段階を考慮して適切な休養日を設定することは、バランスのとれた生活や心身の成長を確保するために必要なことから、次に示す基準に基づき、各学校では定期的に活動日、休養日、活動時間等を設定し、生徒や保護者に示します。

- ①学期中は、週当たり2日以上の休養日を設けます。平日は少なくても1日、 土曜日及び日曜日(以下、「週末」という)は少なくても1日以上を休養日と します。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えま す。
- ②長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行います。また、生徒が十分な休養を取ったり、部活動以外にも多様な活動を行ったりすることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けます。

- ③1日の活動時間は、平日で2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。
- ④主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動した場合は、それ以外の時期に休養日を十分確保します。長期の休養期間を設ける際は、定期テスト 休みや閉庁日等、まとまった休みも有効活用します。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズに応じた運動のできる活動の推進

競技や演奏等の技術の向上、活動自体の楽しみ、仲間作りなど、生徒の多様な声に耳を傾けながら、学校・家庭・地域が連携し、一人一人の自己実現を支援できるような指導に努めることが大切です。

(2)地域との連携等

生徒数減少によりチームを編成することができない場合や、生徒が希望する部活動が設置されていない場合には、関係する学校の校長どうしで協議の上、合同チームを設置するなど、生徒の活動を保障できるよう検討することが望まれます。なお、どうしても部活動の存続が難しい場合には、休部や廃部について検討することになりますが、その場合には、生徒や保護者に丁寧に説明することが求められます。

また、円滑な部活動運営のためには、学校だけでなく家庭や地域の外部指導者等からの協力が得られるよう、学校の指導方針、活動時間や休養日を明確にした練習計画等を示すことが大切です。ただし、外部指導者のみによる大会やコンクール等への参加はできません。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

教育委員会は、校長会をはじめ中体連や中文連等の関係団体と連携し、大会やコンクール等の規模もしくは日程等の在り方を把握した上で、生徒や顧問の過度な負担とならないような運営の在り方及び、各種大会等の運営や参加資格等について必要な協力や支援を行います。

6 安全管理と事故防止

(1)健康面や安全面での日常の取組

ア 生徒一人一人の技能や体調等の把握に努め、計画的で無理のない活動とします。

- イ 熱中症対策として、気温・湿度等に応じて水分補給や休息時間を確保するなど、 部員の心身の状況を観察し、体調の変化に留意し健康管理に努めます。
- ウ 急激な天候の変化(雷、大雨等)の際には、活動を停止し安全な場所に避難させます。
- エ 持病や既往症等については事前に共通理解しておくとともに、保護者、学級担任、養護教諭、生徒指導担当者等は互いに情報交換を密にします。
- オ 日頃から、事故発生に対応できるよう初期対応やAEDの使用方法など救急対 応について教員が共通理解し、救急体制を確立しておくとともに生徒や保護者と の連絡体制をつくります。
- **カ** 施設・設備・用具等の定期的な安全点検を行います。

(2) 大会等での留意事項

対外試合等の校外で活動を行う場合には、目的、行き先、集合時間・解散時間、交通手段、費用等を考慮し、生徒や保護者に事前に周知するとともに、時

間等の変更の場合には、生徒や保護者に速やかに連絡します。

(3) 緊急時の対応

- ア 生徒の事故等に際しては、迅速かつ適切に対処するとともに、一連の対応を時 系列で記録します。
- **イ** 学校管理下の教育活動である部活動における災害は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度の対象となることから、日頃から校長の承認のもと計画的に活動します。

7 その他

(1)望ましい人間関係を育む配慮

部活動は、生徒同士の人間関係の形成に役立つものである一方、人間関係のもつれが生徒間のトラブルにつながらないよう十分に配慮する必要があります。

- ①部活動での話合い活動を重視し、自己理解・他者理解を促し、正しい人間関係の 育成を図ります。
- ②部活動では、異年齢集団の正しい在り方を理解させる場面としての指導に心がけ、 技術・能力を磨くとともに、礼儀・あいさつ・感謝の心の育成に努めます。
- ③部活動を自主的・自治的に運営できるよう、リーダーの育成に努めます。
- ④生徒総会等で発表する部活動の目標や反省を保護者に発信するなど、部活動の意義について理解を得るよう努めます。

【議案第1号参考資料①】

「むつ市中学校部活動の指針」策定に向けて

1 国のガイドラインについて

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライ	文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライ		
ン (平成30年3月 スポーツ庁)	ン(平成30年12月 文化庁)		
前文	ガイドラインの策定に当たって		
	〈策定の経緯〉		
	〈部活動の意義〉		
	〈文化部活動の特色と課題〉		
	〈ガイドライン策定の考え方〉		
本ガイドライン策定の趣旨等	本ガイドライン策定の趣旨		
	(1) 本ガイドラインの対象範囲		
	(2)望ましい部活動の在り方		
1 適切な運営のための体制整備	1 適切な運営のための体制整備		
(1) 運動部活動の方針の策定等	(1) 文化部活動の方針の策定等		
(2) 指導・運営に係る体制の構築	(2) 指導・運営に係る体制の構築		
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のた	2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のた		
めの取組	めの取組		
(1)適切な指導の実施	(1)適切な指導の実施		
(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用	(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用		
3 適切な休養日等の設定	3 適切な休養日等の設定		
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備		
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置		
(2) 地域との連携等	(2) 地域との連携等		
5 学校単位で参加する大会等の見直し	5 学校単位で参加する大会等の見直し		
終わりに	終わりに		

2 青森県の指針について

これを受けて青森県教育委員会では平成30年12月に「運動部活動の指針」、令和元年8月に「青森県 文化部活動の指針」を策定しているが、内容的にはどちらも同様の配列となっている。

【議案第1号参考資料②】

むつ市部活動指導員設置規則

令和 年 月 日公表 むつ市教育委員会規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、むつ市部活動指導員の設置、身分、服務等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 むつ市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、むつ市立中学校 (以下「中学校」という。)の部活動指導の充実を図るため、中学校にむつ市部 活動指導員(以下「指導員」という。)を置く。

(身分)

第3条 部活動指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の 2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という)とする。

(任用)

- 第4条 部活動指導員は、次に掲げる要件を満たしている者であって、その職務を 適切に処理し得ると認められる者のうちから、選考の上、教育委員会が任用する。
 - (1) 教育現場にふさわしい人格と真摯に指導する意欲をもっていること。
 - (2) 部活動における実技又は指導の経験を有し、安全かつ専門的な指導ができること。
 - (3) 部活動の意義を理解し、当該中学校の運営方針を遵守し、顧問教員との連携を図り、部活動指導員の職務を誠実に遂行できること。
 - (4) 20歳以上であること。
 - (5) 公務員(公立学校に勤務する非常勤講師を除く。)でない者。
- 2 部活動指導員の任用期間は、1年以内とする。ただし、任用期間は2会計年度 にわたることはできないものとする。
- 3 部活動指導員の採用は、全て条件付のものとし、部活動指導員がその職において実際に勤務した日数が15日に達するまで勤務し、その勤務においてその職務

を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

(配置)

- 第5条 教育委員会は、中学校の校長の求めに応じて、支援の必要性を勘案し、部 活動指導員を配置する。
- 2 部活動指導員の配置を希望する学校の校長は、部活動指導員配置申請書(様式 第1号)により教育委員会に申請するものとする。

(職務)

- 第6条 部活動指導員は、所属する中学校の校長の指揮監督を受けて、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)である部活動において、教諭等と連携しながら学校として組織的に、次の職務を行うものとする。
 - (1) 実技指導
 - (2) 安全、障害予防に関する知識・技能等の指導
 - (3) 学校外の活動(大会、練習試合等)の引率
 - (4) 用具・施設の点検、管理
 - (5) 部活動の管理運営
 - (6) 保護者等への連絡
 - (7) 年間、月間指導計画の作成
 - (8) 生徒指導に係る対応
 - (9) 事故発生時の対応
 - (10) その他校長が必要と認める事項に関すること

(勤務日数及び勤務時間)

- 第7条 部活動指導員の勤務時間は、年間210時間を超えない範囲内において校 長が定める。
- 2 部活動指導員は、中学校の指導計画に定めた日に部活動の指導を行うものとする。

(勤務状況の報告)

第8条 中学校の校長は、所属する指導員の勤務状況を部活動指導員出勤簿兼勤務 状況報告書(様式第3号)により報酬の計算期間の翌月の5日までに教育委員会 教育長に報告するものとする。

(報酬)

- 第9条 部活動指導員の報酬は、勤務1時間につき1,600円とする。
- 2 報酬の計算期間は、月の1日から末日までとする。
- 3 報酬の支給日は、前項の計算期間の翌月の15日(その日が日曜日、休日又は 土曜日に当たるときは、その日の前日以前において、その日に最も近い日曜日、 休日又は土曜日でない日)とする。ただし、計算期間の中途において退職したと き、又は死亡したときは、その際支給する。
- 4 報酬は、部活動指導員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(服務)

第10条 部活動指導員の服務については、むつ市職員服務規程(昭和45年むつ 市訓令甲第3号)の適用を受ける職員の例による。

(研修)

- 第11条 部活動指導員は、次に掲げる事項に関して、研修を受けるものとする。
 - (1) 学校教育における部活動の位置づけや教育的意義
 - (2) 部活動の目標や活動方針
 - (3) 生徒の発達段階に応じた指導
 - (4) 適切な練習時間や休養日の確保
 - (5) 生徒の安全確保や事故発生時の対応
 - (6) 生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止
 - (7) 服務の遵守

(災害補償)

第12条 部活動指導員の公務上の災害については、青森県市町村等非常勤職員の 公務災害補償等に関する条例(昭和43年青森県市町村等非常勤職員災害補償等 組合条例第1号)により補償する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、部活動指導員に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。